

愛知県立明和高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 学業と両立し、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。
- (4) 互いに協力し活動を運営していく中で、人間関係を構築する力やさまざまな問題を解決する力を養う。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動・同好会

①運動部

陸上・水泳・弓道・トレッキング・剣道・サッカー・ラグビー・
男子バレーボール・女子バレーボール・男子ハンドボール・女子ハンドボール・
男子バスケットボール・女子バスケットボール・野球・卓球・
男子バドミントン・女子バドミントン・男子テニス・女子テニス
男子ソフトテニス・女子ソフトテニス

②文化部

英会話・合唱・SSH（物理・地学班、数学班、生物班、化学班）・
書道・茶華道・美術・漫画研究・吹奏楽・ACM・料理・将棋・文芸・
写真・PM

③特別部

放送・図書

④同好会

柔道

(2) 活動時間及び日数について

	活動終了時間	延長の場合
月～金	16時45分	18時00分まで
午前中授業日	16時00分	17時00分まで
土・日・祝	16時00分	延長不可
長期休業中の平日	16時00分	延長不可
定期考査期間 (定期考査初日の7日前から定期考査終了まで)	定期考査期間中または定期考査後6日以内に公式戦がある場合に限り、その公式戦の6日前から、授業後1時間程度の練習を認める。また、特別な事情がある場合は別途審議する。	

附則

- ① 出場大会名、活動時間等を含む年間活動計画を部ごとに作成する。
- ② 学期中は週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日を設ける。
- ③ 土日祝、長期休業中の活動は原則として半日とする。
- ④ 上記②③に依らず、各部活動の指導方針や実情、生徒の実態や競技種目等の特性に応じて休養日や活動時間を設定することは可能であるが、年間で通算した場合に週末1日、平日1日の休養日（各52日程度）が確保できるような活動計画を立てる。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。）

3 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても体罰等を行ってはならない。

(2) 保護者の理解と協力

顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を保護者に示し、理解と協力を得る。